

NJ 素流協 News

令和2年5月10日 第184号

令和2年5月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
 TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 林業・木材産業関連事業者への政府の支援 措置等について (5月4日現在)

政府は5月4日、新型コロナウイルス感染症対策として4月7日以来発出していた緊急事態宣言の期限を、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを発表した。

各省庁は、経済全体や事業主、労働者への影響に対し、各種対策措置を打ち出している。これに関連して4月30日成立した令和2年度補正予算の総額は、国民一律10万円給付の予算を含む約25兆7千億円で、うち農林水産関連には5488億円が計上されている。

本稿では、農林水産省及び林野庁の発表に基づき、林業・木材産業関連事業者に対する支援策をまとめてご紹介します。

1. 支援策の種類

林業・木材産業事業者に対する主な支援は、農林水産・その他省

庁所管を合わせて、次のようになっている。

①原木の一時保管に要する費用の支援

②大径原木加工施設の整備

③木材の利用促進

④金融緊急対策

⑤持続化給付金

⑥雇用調整助成金

2. 支援策の内容

①原木の一時保管に要する費用の支援(林野補正予算9億9千万円)

資材難による住宅建築の遅れ、

経済活動全体の停滞等により、国内外での木材需要の減少やこれに伴う在庫の増加、減産、入荷制限等といった事態が起こっている。

このため、滞留している原木の保管費用、即ち、一時的な保管場所を利用するための運搬経費、借地

料、長期保管のための防腐処理費用等の掛かり増し費用を定額で支援する。(担当Ⅱ林野庁木材産業課)

②大径原木加工施設の整備(林野補正予算15億円)

高齢化した人工林から生産される大径材は、国内で加工できる工場に限られるため中国へ輸出されていたが、中国国内の移動制限や経済活動停滞によって中国向け丸太輸出が停滞している。このような事情により行き場のなくなった大径材を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するため、大径原木に対応した自動選別機やバーカー等を含む加工施設の整備を支援する。(担当Ⅱ林野庁木材産業課)

③木材の利用促進

本件は従来から林業関連施策の中にあったが、今般感染症対策の中に改めて盛り込まれた。業界団体等が行う公共施設等の木造化・木質化等の取組みに対し、定額の補助を行う。(担当Ⅱ林野庁木材利用課)

④林業・木材産業金融緊急対策(林

野補正予算15億円

木材需要の減少等による影響を受けている事業者の資金繰りを支援するため、融資の充実と円滑化を図る。(担当＝林野庁企画課)

(1) 林業関係資金融資円滑化事業

経営の維持安定が困難な林業者等が借り入れる(株)日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金について、実質無担保・無保証人での融資を行う。

(2) 林業施設整備等利子助成事業

(株)日本政策金融公庫等の農林漁業セーフティネット資金等、または(3)を活用した民間金融機関からの借り換え資金について、

利子を助成する。
(3) 林業信用保証事業
(独)農林漁業信用基金に対し、以下の経費を支援する。

・ 信用基金の財務基盤の毀損を防ぐとともに、実質無担保・無保証人で債務保証を引き受けるための経費

経費

・ 林業者等が民間金融機関から運転資金等を借り入れる際に信用基

金の債務保証を利用する場合、または(2)を活用して借り換え資金を借り入れる場合、保証料を最大5年間実質免除するための経費

(5) 持続化給付金(経済産業省所管)

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し、法人は200万円、個人事業主は100万円を上限に現金を給付する(昨年1年間の売上からの減少分を上限とする)。

なお、2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること、法人の場合は資本金が10億未満か、常雇する従業員の数が2千人以下であることが給付の要件となっている。(担当＝経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口)

(6) 雇用調整助成金(厚生労働省所管)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等一時的な雇用調整を行うことにより労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主については特例措置を講じており、本年4月1日からは助成内容と対象の大幅な拡充を行っている。(担当＝県労働局・ハローワーク)

【助成内容・対象の拡充】(本年4月1日から同6月30日までの休業等に適用)

・ 休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業5分の4、大企業3分の2)
・ 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10分の9、大企業4分の3)
・ 教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ(中小企業2400円、大企業1800円)

・ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする

・ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

【特例措置】(休業等の初日が本年1月24日から同7月23日までの場合に適用)

過去1年以内に雇用調整助成金を受給した事業主であっても助成対象とすること、既定の支給限度日数とは別枠で受給可能とすること、事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とすること等の特例措置がある。

以上の支援策のほか、業種共通で、小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者の休職に対応するための助成金や、テレワーク導入や事業継続のための設備投資に対する助成金等が創設されている。また税制関連では、社会保険料や各種税金の納付期限の延長等が措置されている。

各省庁や地方自治体では、これら支援の相談窓口を設けているので、ご活用ください。

トピックス

林道規程の改正

林野庁は令和2年4月1日付で、

林道規程を9年ぶりに大幅に改正しました。主な改正点は、木材の大量輸送や災害発生への対応に対処するため設計車両にセミトレーラを加えたことと、林道の幅員や縦断勾配及び排水施設等に関する項目を見直したことです。ここでは、林道規程の主な改正事項について、林野庁の資料を基に概略を紹介します。

●林道の種類及び区分(第4条)

3項 自動車道の種類

(1)第1種自動車道は、設計車両をセミトレーラとするもの。

(2)第2種自動車道は、設計車両を普通自動車、小型自動車とするもの。

4項 自動車道の級別の区分

(1)自動車道1級は、車道幅員を4.0m以上とするもの。

(2)自動車道2級は、車道幅員を3.0mとするもの。

(3)自動車道3級は、車道幅員を2.0mとするもの。

0mとするもの。

5項 軽車道は、全幅員2.0m以上3.0m未満のもので軽自動車の通行できるものをいう。

●設計車両(第9条)

今後の木材の大量輸送に対応するため、設計車両に「セミトレーラ」を追加し、その諸元を明記。(表1、2)

●路肩(第12条)

林道利用者等へのアンケート調査から、林道は狭い、路肩が軟弱等の意見があったこと、また、積雪地における除雪やその他地形的条件等から拡幅することが必要な場合があることから、路肩の幅員を縮小する場合の下限値を0.25mから0.3mとするとともに、必要な場合は拡幅を行えることを明記。(表3)

●曲線部の拡幅(第17条)

開設当初セミトレーラを通行させる自動車道の構想を容易とするとともに、安全通行を確保するため、セミトレーラの通行する自動車道に係る曲線半径ごとの拡幅量を追加するとともに、拡幅量の減少はさせない

(表1 設計車両)

種類	級別区分	設計車両	改正前
第1種	1級及び2級	セミトレーラ	普通自動車
	1級及び2級	普通自動車	
第2種	3級	小型自動車	小型自動車

こととした。

●縦断勾配(第20条)

急勾配で通行しにくいとの意見があったこと、路盤工が侵食される被害を抑制する必要があること等のため、最急勾配を緩くするように変更した。

(表2 設計車両諸元)

設計車両	諸元(m)								
	長さ	幅	高さ	前端オーバーハング	軸距		後端オーバーハング	最小回転半径	
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	—	—	1.2	6
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	—	—	4	12
セミトレーラ	16.5	2.5	3.8	1.3	—	前軸距4	後軸距9	2.2	12

(表3 路肩幅員)

級別区分	路肩幅員(m)		
	1級	2車線のもの	0.75
	1車線のもの	0.5	0.3
2級		0.5	0.3
3級		0.5	0.3

注：右の数字は幅員の縮小が必要な場合の下限値

支持力を有し自動車の安全通行の確保を図る必要があるため、路面について、幹線とする自動車道はアスファルト若しくはコンクリート等による舗装、または砂利、支線・分線とする自動車道は砂利を基本とし、路面を砂利とする場合の構造を技術基準に定める「路盤工」とすることを明記。

なお、細部運用には、「路面侵食を防止できる構造は、原則として路面が砂利であって縦断勾配が7%を超える区間について行うことができるものとする。」とあり、路面侵食を防止できる構造には表4に示すものがある。

●自動車道の取付け(第26条)

第1種自動車道の他の道路への取付けは、セミトレーラ等の大型自動車が左右2方向に通行できるように

(表4 路面侵食を防止できる構造)

種 別	内 容
路面を強固にする方法	①アスファルト又はコンクリート等による舗装
	②セメント安定処理
	③石灰安定処理
	④鉄鋼スラグ路面工
	⑤コンクリート路面工
路面流下水軽減する方法	きめ細い横断溝の設置

ない規格・構造である場合

③自動車道を取り付ける道路が林道の自動車道で、取り付けられる自動車道が行止り線形で取付け箇所から先の延長が短く、取付け箇所付近に木材集積を行う等の林業作業用施設を設けることなどで、取付け箇所より先にセミトレーラ等の大型自動車を進入させる必要のない場合

なお、第1種1級2車線の自動車道及び第2種1級2車線の自動車道は、2方向形で取り付けることを標準とする。

●排水施設(第27条)

近年の災害発生状況から流下水等に対応するため、路面排水施設を適切に設置し、路体や法面等の決壊あるいは崩壊、路面等の侵食等を防止しなければならないことを明記。

●退避所及び車廻し(第29条)

待避所は、自動車道の種類及び級別の区分に応じ、表5の規格により設けるものとする。

●林業作業用施設(第33条)

林業作業用施設は林道の機能を発揮させるためには必須の附帯施設で

(表5 待避所の規格)

種 類	級別の区分	間 隔 (m)	車道幅員 (m)	有効長 (m)
第1種	1級	300以内	6.0以上	23以上
	2級	500以内	6.0以上	23以上
第2種	1級	300以内	5.5以上	20以上
	2級	500以内	5.5以上	20以上
	3級	500以内	4.0以上	10以上

あること、担当者に明確に種類と役割を認識させる必要があること等のため、林業作業用施設の種類・役割及び規格構造を決定する際の考え方を明記。

林業作業用施設は森林施業用と防火用に区分し、それぞれ次の種類とする。

- (1)森林施業用
 - ①作業場所、②土場(中間土場を含む)、③森林作業道の取付口
- (2)防火用
 - ①防火水槽、②貯水池、③防火林帯、④ヘリポート、⑤消防自動車

の設置場所等

なお、林道を巡る様々な課題については、当組合が事務局を委託されている東北地区原木運送トラック協議会でも、一昨年から東北森林管理局と林野庁の関係課に対して具体的な改善要請活動を行ってきました。今回の改正内容にも要望事項のいくつかが含まれており、今後も現場からの具体的な問題提起を継続して行っていく必要があります。

川又正人氏(有川又林業)が林業経営「創意工夫」優秀賞受賞

(公社)大日本山林会が主催する「第10回林業経営『創意工夫』表彰行事」において、当組合員の(有)川又林業代表取締役 川又正人氏(盛岡市)が優秀賞を受賞されました。受賞テーマは「コンテナ苗植栽籠」の開発と誰でも自由に使用できるための特許出願」で、コンテナ苗を背負ったまま植栽できる「籠」の考案と、これを実用新案に登録することで普及に努めていることが評価されました。

お知らせ

チェーンソー操作技能 トレーニングテキスト の公開

(一社) 全国林業改良普及協会(全林協)が林野庁補助事業で制作した「安全で正確な伐倒のためにーチェーンソーの操作技能 基本トレーニングテキスト」が無料公開されています。テキストは『指導者用』と『受講者用』の2種類が用意されており、明示的・客観的な評価手法を用いてチェーンソー操作技能を数値化するとともに、苦手な技能を反復練習するための自己トレーニング方法を紹介しているのが特徴です。安全・確実な伐木作業の実施のため、是非ご活用ください。

テキストは全林協ホームページ(<http://www.ringyou.or.jp/>)の「出版物」↓「その他制作物」で公開中です。ホームページからの入手が困難な方は経営企画課 吉田

までお知らせください。

組合が発行できる各種 証明書について

当組合が行っている事業・取組については、国有林の総合評価落札方式等の評価点の対象となるものがあります。以下の項目については参加者に証明書を発行しますので、希望者は経営企画課までお問合せください。

(1) 地域への貢献

① 災害協定等

当組合は平成31年3月に岩手県知事と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、毎年4月末日に協力組合員名簿を更新して知事に提出しています。名簿記載組合員の皆様へは、本年度から当組合理事長名にて協力証明書を全員に発行します。

② 東日本大震災に係るボランティア活動等

平成29年4月に仙台森林管理署長と「社会貢献の森」協定を締結しており、宮城県名取市に「ノー

スジャパン100年復興の森」と命名した海岸防災林を設定し、組合員の皆様とともに再生活動を行っています。希望者には理事長名にて参加証明書を発行しています。

(2) 研修会等の受講

当組合が主催する林業講演会等の各種研修会への参加者には、希望者に理事長名にて受講証明書を発行しています。

合法木材等の取扱実績 報告について

当組合では、林野庁のガイドラインに準拠した「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」及び「発電用木質バイオマスの証明」に係る事業者の認定を行っております。認定を受けている事業者は、認定団体宛てに毎年度の取扱実績報告を行うこととなっておりますので、令和元年度の取扱数量について必ずご報告願います。

報告方法等については別途ご案内しますのでよろしくお願いたします。

第17回通常総会の開催に ついて委任状による議決 権行使のお願い

本年度の当組合の第17回通常総会については、今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、規模を大幅に縮小して盛岡市内で開催する予定です。そのため、今回は組合員各位の出席をご遠慮いただき、「書面議決書」と「委任状」による議決権の行使にご協力いただけますようお願い申し上げます。

青年部会 新会員募集について

昨年8月に設立したノースジャパン素流協青年部会では引き続き新会員を募集しています。令和元年度は会員数31名で、上部団体勉強会への参加や、若手県職員有志との交流会の開催等を実施しました。

会員資格は、正会員が満45歳まで、賛助会員が満50歳までとなっております。今後の活動の活性化のため、多くの方の入会をお待ちしております。興味がある方は事務局(経営企画課 吉田)までご連絡ください。

ちよつと気になる木の話

46

災害にまつわる対策の始まり

— 何が、どの災害が

契機だったのか? —

近年、大災害が多く、林業・木材産業に係る対策が数多く講じられている。各々の対策は何の災害が契機だったのか記録しておきたい。

まずは、阪神・淡路大震災である。災害報道後、すぐに要請があったのが水の供給である。当時、ペットボトルの水は特定の銘水といわれるものが多く、龍泉洞の水をはじめ東日本からトラックで運ぶことにしたが、届け先が定まっていなかった。しかし定まるまで待ってられない。そこで、とりあえず関西に走るよう連絡し、その間に届け先を調整して西宮市に運ぶこととなり、目的を達成した。またその後、仮設のプレハブ住宅を建てようとしたが、木杭がないので建設に遅れが生じるといふ。協定を結んではいたが回転備蓄であったためすぐに準備できず、木杭のせいにされたのである。急遽木杭を調達し、事なきを得た。この経験

を基に、東日本大震災の際には発生当日に業界へ木杭を発注した。

次は中越地震である。この時、新幹線が新潟県内で部分的に止まったため、乗降可能な駅の近くにあった貯木場を、利用客の臨時の駐車場として貸し出した。でも一番の対策は燃料である。「近所同士集まって生活しており煮炊き用の練炭が欲しいが、自衛隊ルートでは間に合わない」と1本の電話が入る。そこで練炭工業会に連絡し、即座に長野からトラックで運ぶことにした。しかし阪神・淡路と同様、届け先が決まらない。経験から、まずは走って、練炭を届けに来ましたと言えは何かないと指示。警察にも止められることなく無事に大量の練炭を届けることができた。

続いて宮城北部地震である。この時には、体育館等の避難所に多数の被災者が集まったが、プライバシーを保ちたいので木製パーティションが欲しいという。秋田の業界関係者の協力もあり、初の供給ができた。このパーテ

ションは、その後の災害でも活躍することとなる。

そして、東日本大震災である。まずは連絡網が途絶えて住田町と連絡が取れない状況になり、遠野から衛星電話を届けた。この経験は、十津川災害でも役立つ。道が崩壊して集落が孤立したため、同様に林野関係者が途なき途を歩いて衛星電話を届けた。道路を管轄する職員には、道のない山越えは困難だったのである。

また、この震災は3月の雪の降る時期で、何といっても暖房用の薪と薪ストーブの要望が大きく、日本海側の秋田・山形から余剰分を運んで喜ばれたものである。これは、薪ストーブの現在の新規設置率向上にもつながっている。なお、石油ストーブもダルマ型ならしいが、現在主流のファンヒーター方式は電気が止まると終わりである。当時はもちろん灯油もなく、法律違反ではあるがトラックにポリタンクで運んだところ、警察も「苦労様です」と言っ通してくれたという。

他にも、養殖用のイカダ丸太の調達もあった。一般的には竹が原料だが、

木の丸太を使っている地域もあり、間伐手遅れ林分から供給したと記憶している。

だいが前だが、水害を契機とした対策もある。群馬県みなかみ町で、休日に子供たちが国有林内の沢の中州に取り残されたが、状況を確認しようにも単身赴任職員の増加で現地と連絡がつかない。後に緊急連絡網に携帯電話を登録することとなった。

また、災害発生の際すぐに現場を確認できるよう、年度初めの4月1日に国がヘリコプターの単独契約を結ぶことにした。これにより、災害直後に地方公共団体担当者も同乗し、民国連携でヘリコプターをとばすことが定着している。余談だが、ヘリコプターは重量制限があるので、体重の重い人はちよつと...という事例もあった。

このように、さまざまな経験が次の準備となる。N J素流協でも、近年多発した水害において、流出した丸太の片付け等に高性能林業機械が必要だとわかり、岩手県との災害協定締結へとつながっている。

令和2年4月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m ³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	7,378	49.8	80.5	8,386	42.0	50.5	15,765	45.4	61.2
カラマツ	5,130	179.9	144.5	439	140.5	259.7	5,569	176.0	149.7
アカマツ	2,362	97.9	98.6	2,118	119.6	151.1	4,480	107.1	118.0
その他	0	*	0.0	533	78.7	133.6	533	78.7	127.0
合計	14,870	74.1	98.3	11,476	50.5	61.8	26,346	61.6	78.2

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	5,734	87.7	166.6
カラマツ	2,756	101.5	124.2
アカマツ	1,740	97.6	76.5
その他	7	*	21.1
合計	10,237	92.7	128.4

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m ³)	製材・集成材・その他用 (m ³)	計 (m ³)	燃料用 (t)
スギ	7,378	8,386	15,765	5,734
カラマツ	5,130	439	5,569	2,756
アカマツ	2,362	2,118	4,480	1,740
その他	0	533	533	7
合計	14,870	11,476	26,346	10,237
目標達成率 (%)	6.6	5.2	5.9	7.9
計画量	225,000	220,000	445,000	130,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和2年4月の需給動向】

- 新型コロナウイルスの影響で合板工場は更に原木受入制限が厳しくなり納入量が減少している。
- 集成材工場へ原木が流れる傾向があり在庫過多状況、合板工場と同じく受入制限が始まる。
- バイオマス材(燃料用)のみ、制限がなく納入可能。5月は更に増量する見込み。

耳からウロコ

加工でなく採取産業

いよいよ東北も山菜シーズンである。山菜産業というと、缶詰やパック詰め加工を思い浮かべるが、今回は採取産業の事例を取り上げてみよう。

北陸の繊維会社の社有林である。杉林を強度に間伐し、長年かけて根付きでゼンマイを植栽している。驚くのは山中にベルトコンベアが設置されており、採取したゼンマイを載せると集積場に集められる仕組みとなっている。また、時機には希望する従業員に朝早く出勤し収穫してもらい、超過勤務手当を払う。なるほど、うまく考えられている。採取方法に気を付ければ毎年収穫できる。この社有林の皆伐地にはイチヨウが低木で植えられ、銀杏の収穫も同様である。特筆すべきは、臭い皮の自動皮取り機も設置してあること。

次は、東北某町の観光ワラビ園である。ワラビがびっしり植栽されているのかといえ、全く違う。背の高い草の中にポツンポツンである。理由を聞

くと、探す喜びが大事だという。子供連れとかだと確かにそうかもしれない。この場所は集落の共有林野で、住人が1〜2か月間だけ交代で管理人となっており、1軒当たり150〜200万円/年の収入になるという。町長の言葉が印象的である。「町の一番奥の集落が元気になるないと活性化はできない。」意味が深い。忘れていた。この時期、この町ではほとんどの商店の店先に山菜販売コーナーがある。いよいよね。

次は、桜餅用の桜の葉である。伊豆半島では、適度な柔らかさの葉を手で採取できるよう桜を低木に仕立て、採取時期を限定している。新潟の笹餅用の笹も同様に最適な硬さと形の葉を採取している。このように、栽培採取産業があるのである。

ちなみに、細くて硬いワラビにはロシア等からの輸入品もある。国産の本物は太くて柔らかいのでご注意ください。なお、戦前は満州に送るため干しゼンマイ、干しワラビを軍が買い上げていたとか。軽いので輸送費が安いのがメリット。山村の一大収入源だったそうである。